

「大阪市立南高等学校同窓会 会則」 の改正（案）について

現 行	改 正 案
<h2 style="margin: 0;">大阪市立南高等学校同窓会 会則</h2>	<h2 style="margin: 0;">大阪市立南高等学校同窓会 規約</h2>
	<h3 style="margin: 0;">第 1 章 総 則</h3>
<p>第 2 条 本会は大阪市立南高等学校同窓会という。</p>	<p>(名称) 第 1 条 この会は、大阪市立南高等学校同窓会と称する。</p>
<p>第 3 条 本会は事務所を大阪市立南高等学校内に置く。</p>	<p>(事務局) 第 2 条 この会は、事務局を大阪市立南高等学校内に置く。</p>
<p>第 1 条 本会は会員相互の交誼を深め知徳の向上を図り母校と円満密接なる関係を保持し、母校の事業を援助するを以て目的とする。</p>	<p>(目的) 第 3 条 この会は、会員相互の親睦融和と知徳の向上を図りながら、母校との良好な関係を構築しつつ、母校の発展に寄与するため、母校の事業に対し支援協力することを目的とする。</p>
<p>第 4 条 本会はその目的を達成する為に下の事業を行なう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会報、会員名簿の発行 2. 総会及び懇親会の開催（但し総会は毎年 1 回以上開く） 3. 母校の教育事業の後援 4. 母校職員及び本会に功労のあった会員に対する表彰、慶弔、慰労 	<p>(事業) 第 4 条 この会は、前条の目的を達成するため以下の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会報の発行、会員名簿の作成 (2) 総会及び懇親会の開催 (3) 母校の教育事業への支援協力 (4) 母校職員及び本会に功労のあった会員に対する表彰、慶弔

5. その他本会の目的を達する為必要な事業

第 5 条 本会は下の会員を以て組織する。

1. 正会員

- イ、大阪市立南高等女学校卒業生及び準卒業生
- ロ、大阪市立南高等学校卒業生
- ハ、大阪市立南高等学校併設中学校卒業生
- ニ、母校中退者にして役員会の承認を経た者

2. 客員

母校現在、旧職員

第 10 条 本会の経費は、同窓会費・年会費寄附金を以て之に充当する。

- 1. 同窓会費は、卒業予定者より徴収する。
- 2. 年会費は、正会員より徴収する。
- 3. 寄附金は、正会員および本会の趣旨に賛同する者により寄贈され、その名を会報に掲載する。
- 4. 同窓会費。年会費の金額は役員会に於いて定める

第 11 条 既納の会費、寄附金は還付しない。

(5) その他、本会が目的達成のため必要と認めた事業

第 2 章 会 員

(構成)

第 5 条 この会は、以下の会員を以て構成する。

(1) 正会員

- イ、大阪市立南高等女学校卒業生及び準卒業生
- ロ、大阪市立南高等学校卒業生
- ハ、大阪市立南高等学校併設中学校卒業生
- ニ、母校中退者にして役員会の承認を経た者

(2) 客員

母校に勤務する現職員、及び旧職員

(会費ならびに寄附金)

第 6 条 会費は、同窓会費と年会費とする。

- 2. 卒業予定者は、同窓会費を納入しなければならない。その額ならびに支払い方法は別に定める。
- 3. 正会員は、この会の定める年会費を納入しなければならない。その額ならびに支払い方法は別に定める。
- 4. 一旦納入された同窓会費・年会費は、理由の如何を問わず返還しない。
- 5. 寄附金は、正会員および本会の趣旨に賛同する者により寄贈され、その名を会報に掲載する。

第 6 条 本会に次の役員を置く。

- | | | |
|----------|-----|--------------------|
| 1. 名誉会長 | 1名 | 学校長を推す。 |
| 2. 会 長 | 1名 | 正会員より互選する。 |
| 3. 副 会 長 | 若干名 | 正会員より互選する。 |
| 4. 幹 事 | 若干名 | 正会員中より各卒業期により互選する。 |
| 5. 常任幹事 | 若干名 | 幹事中より会長が委嘱する。 |

第 7 条 本会役員の仕事は下の通りである。

1. 会長は本会を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその代理をなす。
3. 幹事は会務、会計、庶務を処理す。
4. 常任幹事は本会の重要な事項に参加し且つ会務を処理す。

第 3 章 役 員

(役員)

第 7 条 この会に、次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 名誉会長 | 1名 |
| (2) 会 長 | 1名 |
| (3) 副 会 長 | 若干名 |
| (4) 常任幹事 | 若干名 |
| (5) 幹 事 | 各卒業期毎に若干名 |

(役員を選出)

第 8 条 役員は、以下により選出され、名誉会長以外は総会の承認を得るものとする。

- (1) 名誉会長は、学校長が就任する。
- (2) 会長は、本会の正会員中より互選により選出する。
- (3) 副会長は、本会の正会員中より互選により選出する。
- (4) 常任幹事は、各卒業期の幹事を務める者の中から、会長の委嘱により選出する。
- (5) 幹事は、各卒業期毎に正会員の中から互選により選出する。

(役員の仕事)

第 9 条 会長は、この会を代表し、会務を総理統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時、または会長が執務不能のとき、その仕事を代行する。
3. 常任幹事は、この会の会務運営にあたりと共に、この会の重要事項等の協議に参画する。
4. 幹事は、この会の会務運営にあたりと共に、自身の卒業期生

第 8 条 本会役員任期は二ケ年とし重任又は再選を妨げない。

第 9 条 本会に顧問を置く事を得る。
顧問は役員会に於いて推薦し、本会の重要な事項に参与する。

に対し事務連絡等を行う。

(役員任期)

第 10 条 この会の役員任期は、2ケ年とする。但し重任並びに再選を妨げない。

(顧問及び相談役)

第 11 条 この会に顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は役員会において推薦し、この会の重要事項等の協議に参画することができる。

第 4 章 会 議

(会議)

第 12 条 この会の会議は、総会と役員会とする。

(総会)

第 13 条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(総会の招集)

第 14 条 通常総会は、毎年 1 回開催され、会長が招集する。

2. 臨時総会は、役員会が必要と認めるとき会長が招集する。

(総会の議長)

第 15 条 総会の議長は、出席した会員の中から選任する。

(総会の議事)

第16条 総会の議事は、出席した会員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の報告事項)

第17条 会長は、次の事項を報告するものとする。

- (1) 事務および事業報告
- (2) 事業計画および収支予算
- (3) 会費額および収入方法
- (4) その他、役員会が必要と認めた事項

(総会の決議事項)

第18条 次の事項は総会の決議を要する。

- (1) 収支決算の承認
- (2) 役員を選任
- (3) 規約の変更
- (4) その他、役員会が必要と求めた事項

(役員会)

第19条 役員会は役員で構成され、次の各会議をいう。

- (1) 正副会長会
- (2) 常任幹事会
- (3) 幹事会

2. 会長は、役員会の議長となる。

(役員会の招集)

第20条 役員会は、次の場合に招集される。

- (1) 会長が必要と認めたとき。

第 1 2 条 本会の予算及び決算又は重要な事項は役員会の審議を経て之を会報に掲載すると共に総会開催の際報告し承認を得なければいけない。

(2) 副会長 2 名が、会議の目的である事項を示して請求があったとき、会長が招集する。

(役員会の議事)

第 2 1 条 役員会の議事は、出席した役員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会の決議事項)

第 2 2 条 次の事項は、役員会の決議を経なければならない。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 総会に報告する事項
- (3) 諸規程の制定および改廃
- (4) 運営に関する事項
- (5) その他、役員会が必要と認めた事項

2. 次の事項は、役員会の決議をもって、総会に諮ることなくこの会の決議とする。

- (1) 事業計画および収支予算案
- (2) 会費額および収入方法

第 5 章 経費・財産および会計

(財産の構成)

第 2 3 条 この会の経費および財産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 器具・備品
- (2) 会計年度内の次の収入
 - イ、同窓会費
 - ロ、年会費

第13条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終る。

第14条 会則の改正は役員会の審議を経て総会に附議し出席会員の多数決に依り会長の裁決を経て施行するものとする。
(正会員は住所及び一身上の異動ありたる時は速やかに本会に届け出すべきものとする。)

- ハ、寄附金品
- ニ、事業による収入
- ホ、資産から生ずる収入
- ヘ、その他の収入

(財産の管理)

第24条 この会の財産は、役員会の定める方法により会長が管理する。

(経費の支弁)

第25条 この会の経費は、財産をもって支弁する。

(会計年度)

第26条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 規約の変更

(規約の変更)

第27条 この規約の変更は、総会において出席会員の過半数の議決をもって決する。

第7章 補則

(規約施行細則)

第28条 この規約の施行について会務執行上必要な事項は、規約施行細則として別に定める。

(定めのない事項)

第29条 この規約に定めのない事項については、役員会の議を経て総会に付し、出席会員の過半数の議決をもって決する。

附則1. 本会規則は昭和26年5月27日より実施し必要な細目は役員会の審議を経て会長之を定む。

2. 本会則は、昭和44年4月1日入会金廃止
3. 本会則は平成25年8月24日一部改正施行

同窓会費 5,000円 年会費 1,000円以上

附則1. 本会規則は昭和26年5月27日より実施し必要な細目は役員会の審議を経て会長之を定む。

2. 本会則は、昭和44年4月1日入会金廃止
3. 本会則は、平成25年8月24日一部改正施行
4. この規約は、会則を規約に変更のうえ平成26年9月 日改正施行